

## 報告事項 I

「子どもにやさしいまち」を  
実現するための  
子どもの権利条例の運営状況

# 1. 現状認識：コロナ禍状況における 子どもたちの現状と条例運営の課題をめぐって

## (1) 子どもたちの現状—本委員会事務局スタッフからのレポートを受けて

山下 裕子

緊急事態宣言により、学校園、青少年センター、市民交流センターの児童館、図書館が休みとなる中、子どもたちは家庭に閉じ込められた形となりました。再開後、それぞれの機関が日常を取り戻すべく、また新たな場をつくるべく取り組み、子どもの声を聴く中でみえた子どもたちの具体的な様相は「令和2年度泉南市子どもの権利条例委員会 コロナ禍状況下の現状認識に関するレポート」の通りです。大変貴重な子どもたちの声です。ここでは、この子どもの声を子どもの現状としてどう受け止めたかについて述べます。

子どもたちは、不安、息苦しさ、ストレスを抱えていました。あたりまえだと思っていたことがそうではなかったんだということを実感する中で、喪失感を抱いていたこともわかりました。

不安は切実なものでした。新型コロナウイルスの怖さに対する不安。感染することへの漠然とした不安。学校の水道の蛇口、うんてい、鉄棒、机、給食、配布物、運動場で感染するのではないかと不安。死ぬことへの不安。感染については、自分や友だち、親、先生、祖母が感染することへの不安。家族が仕事に行き感染するのではないかと不安。学校再開後、体調が悪くなって休んだらコロナだと思われるのではないかと不安。自分がどんなふうと思われるだろうかと不安。自分が感染することで、みんなに迷惑をかけるかもしれない、また休校となったら、友だちに会えなくなるのではないかと不安。久しぶりに会う友だちと話すことに緊張するなど、友だちとの関係に対する不安。朝起きて遅刻せずに学校に行けるかどうか、お腹が痛くならないか。勉強、授業、宿題、学力の差、入試、学校行事、部活がどうなるかについての不安。自分の体力、そして集中力に対する不安。親の仕事、収入に対する不安です。

息苦しさ、ストレス、我慢は、次のようなものでした。「マスクを外してもいいよ」のおとなの声に、「やった。マスク外していいんやって」と反応する様子。マスクをしていないおとながいることへの不信。中止にこそせず開催した行事に対して、「やりたいけど、コロナやからしかたがないやん」との声。「ひまや」と嘆き、大きな声を出したり、大きな音を出す、おとなにまわりつき、スキンシップを求める様子。地域社会において、楽しみにしているお祭りや行事が軒並み中止となったことへのさびしさ、やりきれなさを含んだつぶやき。今までのあたりまえがあたりまえでなくなった、普通にしていたことができなくなった、今までの暮らしの便利さ、当

たり前ほど大事なものはないと、失ったものの大きさを考える子どもがいました。

「子どもの権利条例『子ども市民モニター』アンケート」の結果を見てください。家庭に閉じ込められた時に、感じたことを話せる場を持ち、共感や安心を得る子ども、自分は一人ではないと感じ、前向きな気持ちになる子どもの姿がありました。一方「相談してもどうにもならないと思った」「誰にも相談したいと思わなかった」「相談する人・場所がなかったから」「時間がなかったため」という子どもがいました。

子どもたちが抱えた不安、息苦しさ、ストレス、喪失感はおとなの想像を超える大きなものだったのではないのでしょうか。そしてそれが現在も続いているのではないのでしょうか。各機関が聴き取られた子どもたちの言葉から、私たちおとなはどれだけ子どもの姿を想像できるでしょうか。私たちが聴けていない子どもの声があることを想像できるでしょうか。私たちは、その子どもとどれだけ真摯に向き合えるかが問われているように思います。子どももおとなも初めて経験しているパンデミック。不安、ストレスを抱えるのは当然のことです。その不安やストレスを表現する場があるかどうか。否定せずに受け止められ、子どもの問いに誠実に応答するおとながいること、ともに学び、一緒に話し合える仲間がいること、これらが全ての子どもに保障されたかどうかを問われていると思います。

以上は、コロナ禍における第4条子どもの意見表明と参加、第6条子どもの相談と救済についてが問われています。新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言、一斉休校、ステイホームの中で、一斉に奪われた子どもの様々な権利。それが、個々の子どもの置かれている環境によって、その状況が大きく異なっていることに私たちおとながどう取り組むのか、子どもとともにどう取り組むのかが、今まさに問われていると思います。

## (2) コロナ禍状況下の子どもの居場所から見てきたもの

青木 桃子

泉南市が子どもの権利に関する条例の検討を始めた時、生まれたばかりだったわが子は10歳になりました。東日本大震災の年に生まれた子どもです。大震災の直後から条例の検討がはじまったこともあり、この条例には第13条災害時における子どもの安全という条文も入っています。これは、有事の際であっても、子ども達の安全を、人権を、守ることができるように備える条文だと思っています。今あるコロナ禍状況下は、想定していた災害ではないかもしれません。しかし未曾有の状況のなかで、特に子ども達が人権を制限される状況に、残念ながら直面してしまいました。

泉南市の『コロナ禍状況下の子どもたちの現状に関するレポート』からは、子どもたちの居場所が様々な制限を受けていることが読み取れます。市民として生活をし、子育てをしている中で

も、この現状に関するレポートは共感をもって読みました。

しかしこれらの「非常事態下の子どもの居場所から見える課題」は本当に今初めて気づくことばかりなのではないでしょうか。備えることはできなかったのでしょうか。平時には、子どもにも大人にもそれぞれに余裕があって、何となく補えるところで補って、表面化しなかったことに過ぎないのではないのでしょうか。そんな今だからこそ、非常事態下の子どもの居場所から見える課題点を整理する必要があるのだと思っています。

### **1) 学校休校で、社会との接点を一瞬にして失うことの怖さ**

学校が休校になることにより、子ども達は①学習の機会が保障されなくなるだけでなく、生活のペースは崩れ、②学校の仲間との接点がなくなり、普段は得られていた③子どもたちに向けた情報が入らなくなり、④学校以外の社会活動も制限されることとなります。

特に③の子どもたちが自分に必要な情報にアクセスできない点については、世界が自粛やロックダウンする中において、虐待やDVが見えにくくまたSOSが出しにくくなる問題は知られるところとなっていますが、子どもが助けを求める手段を自ら見つけられないことにつながる課題です。それに加え、泉南市の学校に籍を置かない、いわゆる高校生など大きいこともたちが、現状の市の施策でカバーできていないという議論とも重なります。第7条の子どもの居場所づくりでは、「居場所」は、子どもが「生きる・育つ・守られる・参加する」ための、時間と空間と関係を自ら得る環境だとしています。非常事態下でも情報へアクセスできる環境は、子どもの居場所づくりにかかわる課題であると考えます。

### **2) 新しい生活様式で制限される居場所と子どもたちの気持ち**

「コロナ禍状況下の子どもたちの現状に関するレポート」からは、新しい生活様式化の中で、子どもたちからは①安心して遊んだり、勉強したりできる場所を渴望する声や、②先の見通しが立たないことに対する不安③変更されていく行事の在り方に対する疑問などが上がっているように読み取れます。

しかし、今ある生活様式も、数か月すれば新たなものになっていることと思います。

変わり続けなければいけない状況にあるからこそ、子どもたちの求めているものや不安に思っていることを受け止め、それに呼応するような形で子どもたちの協力を得て新スタイルを作っていく、すなわち第4条子どもの意見表明と参加をもって現状と課題が議論され、物事が実現されていくことが重要だと考えます。大人は、子どもたちの「なぜ」「どうして」の発信に丁寧に答えなければいけないと思います。「相談してもどうにもならない」「相談したいと思わない」と思っている子どもたちにも届くようにです。

### **3) 個別の子どもたちの現状やSOSを大切にすることの意味**

コロナ禍状況下で子ども全体のこととして表面化してきた課題は、しかし、すでに今までも個別には子どもの課題として存在していただろうということに、目を向けるべきだと思います。権利を十分に行使できていない状況にある子ども達の問題を整備するべく議論することが、実は多くの子どもたちの権利を守ること、そして、今回のような有事になっても、子どもたちが安全に安心して暮らせる街を作ることにつながるのだと考えます。そう考えると、個別の子どもたちの課題

に対しての救済を検討・検証することは、大変重要になってくると思われ、第6条子どもの相談と救済のシステムが整うことは、全ての子どもにかかわる重要課題なのだと思います。この流れの中で市民として、伝えたいことがあります。

一市民から見える一部分ですが、今年度は立て続けに「仲間外れにされた」「学校と子どもがうまくいっていない」「学校でのいじめの問題」など、中には権利が侵害されていると思われる事象なども耳に入ってきました。この中には解決をしたものもあれば、そうでないものもあるようです。我慢が強いられるコロナ禍状況下のせいなのでしょうが、今年度に入って出会うお母さんの多くが、子どもの生活についての心配を口にされたのが印象的でした。

第5条泉南子ども会議、第8条子どもの権利に関する学習と教育に関する施策の充実により、泉南市が、子どもの権利を育てる町、学びあう町として子どもたちや市民が権利を学び、理解が広がっていることについては、これまでも評価されてきました。子ども達や市民の権利意識は育っています。しかし、権利意識は育っていても、上記のような場面で権利を行使できないことも少数事例ですが事実なのです。

#### 4) まとめ

以上のことを踏まえて、特に次のことを述べておきます。コロナ禍状況下は、子ども達全体の課題を明らかにしただけでなく、**個別の子どもの課題が多くの子どもたちの課題につながるのだ**ということを明らかにしたと思います。個別の子どもの課題をどのようにキャッチし、解決していくのかという議論は、まさに第6条の相談・救済のシステムをどのように作っていくのかという議論そのものなのだと思います。更に、コロナ禍状況下において、学校生活・家庭生活・地域生活など様々な場所で、子ども達の権利が制限されたことを考えると、相談と救済のシステムは包括的なものが求められるでしょう。また、子ども達にとってはワンストップである方がよいかもしれません。新しい生活様式を受け入れていける今だからこそ、これまで市民と行政で深めてきた権利意識をもって、子どもが権利を行使できる相談と救済のシステムの議論が加速していくことを期待しています。

### (3) 非常事態下における子どもの居場所「子どもはどこにいたらいいの？」

前田 百合子

コロナによる一斉休校により多くの子どもたちが居場所を失いました。当初は3月から春休みまで短期間の想定でしたが、結果的に年度を超えてしまい、卒業式や入学式などの行事も簡素化されたり無くなったりして、気持ちの行き場に困った子も沢山いると思います。保育・教育の場が軒並み閉鎖となったことは、保護者にとっても衝撃でした。今まで当たり前だったことが足元から崩れた感じです。

子どもたちの居場所が無くなりました。緊急事態宣言のなか、第7条にある教育を受ける権利、守られる権利、遊ぶ権利などが保証されない状態が数週間続きました。

誰にとっても初めてのことで、右往左往しながら創意工夫でなんとか乗り切ってきたことでもあります。ここで今まで当然だと思い込んできたシステムに疑問を持ち、変えていく必要があるのでしょうか。幼稚園からの報告では、運動会のやり方を工夫した結果、保護者からも良い反応があったと聞きました。

保幼少中高校の再開にもかかわらず、大学の再開が遅れているのが心配です。オンライン授業のメリットもたくさんありますが、メディアでも取り上げられているように、特に新入生や下宿生のメンタルヘルスは深刻な状況で、またアルバイト収入が大きく減ったために経済的にも厳しいとのことで、退学を考えている学生もいるそうです。

大学生は大人のようにもまだまだ微妙な年頃。教育を受ける権利としても早急な対策が求められます。既に20歳になった大学生の我が子も部分的に対面授業が始まって、後期から週2回通学しています。「また大学に行くようになって、どんな気持ち？」と聞くと「ちょっと嬉しい。」という言葉が返ってきました。友人に会うことや場を共有する楽しさが窺われます。

休校中の学習について個々の学校や先生は大変な苦勞をされたと思います。ただ素人考えかもしれないのですが、遠隔授業のノウハウなどを持つ機関の協力を得て全国一斉の授業は出来なかったのでしょうか。放送大学やNHKが教育番組をTVで放送することなど自家薬籠中のことと思うのです。文科省の学習指導要領があり、時差のない日本であれば、使用する検定教科書は違うにせよ最低限の学習が保証できたのでは、と思ってしまう。そんな中、通信教育や塾など教育サービス企業が学習素材を提供するという記事を目にして嬉しく思いました。

また泉南市では自粛期間中に制作された動画がYouTubeやj:comチャンネルで配信されました。小学生低学年の国語や算数、泉南市のキャラクター泉南熊寺郎と一緒に運動、工作のアイデア、中学生にはことわざ、などがありました。第7条にある、余暇、学び、遊び、文化的及び芸術的・生活の環境を提供した形になりました。視聴した子どもの感想はどうだったのでしょうか。

自粛期間中、コロナウイルスについての電子書籍絵本を見つけました。幼い子どもたちに今世界で何が起きているのかを伝えるために描かれたものだそうです。子どもたちには、理屈だけでなくストーリーを持った伝え方があるといいと思いました。そんなおり、条例委員会において保育現場からの報告を通して、やはり絵本を使って子どもたちにコロナについて伝えていることを知り、良かったなと感じました。子どもを支える大人も疲弊しているはずですから、「コロナを正しく恐れる」心構えを伝えるのに、そういった書物は子どもに接する大人にとっても助けになると思います。また絵本を通して子どもたちも状況を理解する手がかりを得ることになり、第4条の意見表明、社会の一員として参加していることになっていることにつながると思います。

私たちの社会が今まで気づかなかったこと、誰かがいつのまにかなんとか対処してきたこと、誰かが我慢することで成り立ってきた多くの当たり前のことが、実は当たり前ではない

はないのだということが、コロナ禍によって炙り出されました。go to キャンペーンのすったもんだに隠れて、小中高校の修学旅行は、中止や目的地の変更、日程も日帰りへと変更されました。楽しみにしていた子どももいれば、消極的な子どももいるでしょうが、大人たちは観光に出かけても、子どもたちは我慢することになるのです。修学旅行をどうしようか、と第4条の子どもの意見を聞く機会があったのならいいのですが。

今一度、第2条にあるように、この条例が18歳までの子どもを対象としていることを思い出して欲しいです。子ども施策に関する広報は、大人には「広報せんなん」や市のホームページ、子ども本人には主に園や小中学校を通してプリント配布という形に依存しているようですが、この枠に当てはまらない子どもは多いはずです。私学(つまり泉南市外)に通う小中学生、泉南市に通う高校生、泉南市外に通う高校生、大学生、専門学校生、働く10代、引きこもっている子どもや若者など、従来の学校を通じてプリント配布という方法だけでは、子どもたちの知る権利が、あるいは意見を表す権利が保障されているとは言い難いです。条例委員会の議論の中でも、子ども自身が利用できるワンストップ型のサイトを開設してはどうか、という提案もなされていました

GIGA スクール構想で、タブレットの配付が始まったと聞いています。このタブレットが子どもの権利を保証するのに役立ってほしい。サイトを開設して、保護者には健診の際にでも、また子どもたちには小学校卒業までに周知して、中学入学や卒業の際にも伝えて、さまざまな環境の子どもがアクセスできる仕組みを整えていただきたいです。子どもが権利の主体者として施策に関わることが出来ることが望ましいし、「子どもにやさしいまち」の実現を願います。

条例委員会でお会いする市職員のメンバーに、高校に関わる方は居られないようです。第8条には、子ども施設の職員が子どもの権利について理解を深めることが書かれています。泉南市内にある府立高校や支援学校の職員の方々が、条例について学んだりすることはあるのでしょうか。コロナ禍の子どもたちの現状報告では、中学生までの様子しかわかりません。仕事で接する高校生に聞くと、「自宅でオンライン学習より学校に行くほうが、勉強に集中できる」「クラブ活動が制限され、不完全燃焼のまま引退した」「登校日とオンライン授業の時間が重なって、困った」という声がありました。18歳までの子どものうち、中学卒業後の人数は27%と、かなりの割合を占めています。若者の声をもっと拾って欲しいのです。例えば、図書館に創設された「ティーンズコーナー」を、実際10代の子が知っているのか、使いやすいのか、聞き取りしてみたいかかがでしょうか。ようやく大きな子どもたちを対象とした居場所という施策が、出てきました。この条例ができたとき、我が子は小学生でしたが、今はもう大学生です。ほんの数年のあいだに、子どもはあっという間に大人になってしまいます。泉南市にかかわる子どもたちが条例によって豊かな子ども時代を送り、また若者として生活して成長していく。子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。この条例が子どもだけでなく若者世代へと次の世代にもつながることも視野に入れ、すべての子どもを取りこぼすことのない取り組みがますます活発になることを願います。

#### (4) 非常事態下において子どもはどこに SOS を出せるか？だれが受け止めるか？

浜田 進士

『新型コロナ禍状況下の現状認識等に関するレポート』から、子どもたちは、この間、いかに不安な気持ちになっているか、本来あたりまえだったものが失われたか、その不安な気持ちをまわりのおとなが十分に受け止めきれていないことが、明らかになりました。

「非常事態下において子どもはどこに SOS を出せるか？だれが受け止めるか？」という課題がコロナ禍において、極めて緊急性のある、優先順位の高い課題だと訴えます。

子どもたちの SOS は、どのような形で表れてくるのでしょうか？言動、持ち物の変化、人間関係の変化そして、反抗・非行・暴力、自傷、身体的症状としてあらわれます。新型コロナ禍のような、自分の存在が危うくなる時は、自分を責めたり、他者に攻撃的になったりします。

近年の傾向として、悩みごとの相談を同世代の友だちにする中高生は減少し、母親にするものが増えています。友だちに本音を話してその関係がきしんではまずいと考えるからでしょうか。

(NHK 放送文化研究所『放送研究と調査』2013 より) 子どもたちは、学校の人間関係を良好なものに維持するために、SNS を駆使しながら、日々絶え間ない努力をしています。各自治体の調査では、「悩みがあってもだれにも相談しない」と答える子どもが 15%前後を推移しています。

私がかかわっている宝塚市では、そうした「だれにも相談せずにごまんしている」子どもたちのために、彼らが直接悩みを相談できる『子どもの権利サポート委員会』という公的第三者機関を設置しています。子どもから直接相談する割合が、新規相談件数のうち 63%~71%にのぼっています。この委員会の場合、新型コロナ禍では、3月~5月の自宅待機中は子どもからの相談件数が減りました。しかし、6月にはいり、学校が再開するにつれて、児童生徒間のいじめや交友関係の悩みの相談が増えています。

最初に子どもが電話してくるときは、些細な相談ごとに思えても、面談を重ねると背景に新型コロナがいろいろな形で子どもに影響を及ぼしていることが、明らかになります。新型コロナに対する子どもの不安感、感染拡大が長期化することへのストレス、保護者が子どもを守りたいと思うあまりに過剰に配慮して子どもが自分の気持ちをうけとめてもらっていないケース、障害をもつ児童生徒との教室での距離感のとり方の難しさ、体育祭・部活などができなくなったことへの怒りの気持ちなどについて、豊かに自分の意見を語ってくれる姿に出会ってきました。

泉南市でも、新型コロナ禍において子どもの不安な気持ちを、保護者・教員・保育士・幼稚園教諭などの支援者が受け止めてこられました。しかし、悩みがあってもだれにも相談しないと答える子ども~具体的には、死にたいぐらいの気持ちになってもだれにも相談せずにごまんしている子ども、生活が困窮する中でこれ以上迷惑をかけたくないと母親に相談しない子ども、現状を変えようとするよりそのまま受け入れた方が楽に暮らせるとあきらめている子ども等~の SOS をうけとめる施策が、緊急に求められていると考えます。

子どもが SOS を出せる「子どもの居場所」の整備と、子どもの SOS をうけとめ課題を解決していく相談・救済の仕組みの整備が求められています。



## 2. 補 説：コロナ禍状況における 国際社会の動向および自治体・市民社会の取り組みから学ぶ

浜田 進士

スイス・ジュネーブにある国連子どもの権利委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大が始まった2020年4月8日、世界の子どもの状況を見渡して、コロナ禍で起こる権利侵害を想定して、「新型コロナと子ども権利」という声明を発表しました。私たちおとなが子どもとともに新型コロナ社会と向き合っていく際に大切なこと11項目が、書かれています。

声明の項目1「新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響」では、「今起きている世界中での感染の広がり、子どもの権利のさまざまな面に影響を与えます。」と述べています。これを踏まえて、ここでは声明に書かれている11項目の中から、特に次の2項目について触れたいと思います。いずれも泉南市の現状に直接つながるものと考えます。

### 項目10. コロナウイルスに関する正しい情報の伝達

新型コロナに対して、泉南市が子どもにどのような説明責任を果たしてきたかという点について、声明の項目10に以下のことが書かれています。

#### 10. コロナウイルスに関する正しい情報の伝達

コロナウイルスについて、そして、コロナウイルスの感染を予防していくための正しい情報を、子どもにやさしくかつすべての子どもに伝えられるようにしましょう。そのときには、障害のある子どもや、日本語を理解するのが難しい子どもや、インターネットにアクセスしにくい子どものことも想像し、さまざまな言語や方法で可能な限り届けられるようにすることが大切です。

2020年は、子どもにとって貴重な1年でした。学び、遊び、クラブ活動、修学旅行、運動会など大きな影響を受けました。そうした子どもたちに、新型コロナへの取り組みに対して、子どもたちに直接語りかける首相が世界には存在しました。

ニュージーランドやデンマークの首相など、評価をうけたスピーチの特徴は、①不自由な生活を我慢せざるをえない状況におかれている子どもたちへの共感、②感染拡大防止に協力してくれていることへの感謝の気持ち、③子どもにわかりやすい説明責任、④子どもの知る権利・情報アクセスへの権利にこたえること、⑤「子ども向け記者会見」を開催したこと、などがあげられます。緊急事態だからこそ、子どもを一人の尊厳ある人間として市の担当者は向き合い、子どもにわかりやすい説明をすることが求められています。

## 項目 11. 子どもの意見を聴くこと

新型コロナに対して、泉南市が子どもの意見をどのように尊重し、子ども参加を保障してきたかという点について、声明の項目 11 に以下のことが書かれています。

### 11. 子どもの意見を聴くこと

今起きている世界的な感染の広がりにおけるさまざまなことを決めていくプロセスにおいて、子どもたちの意見が聴かれ、大切にされる機会をつくりだしていきましょう。子どもたちは、今何が起きているのかを理解し、そして、そのことにかかわってなされるさまざまな対応とプロセスにおいて、自分も参加している、かかわっているという感覚をもてるようにすることが何よりも大切なことです。

緊急には、子どもへの心のケアが大切ですが、あわせて「子ども参加」、つまり、おとなが子どもとともに「子どもにやさしいまちづくり」を行うことが求められています。

事務局のレポートからも、幼稚園の年長さんが、保育士とともに年少さんへのマスクや手洗いの呼びかけをするなど「たくましさ」を感じたとの報告がありました。文化祭や体育祭、そして修学旅行のありかたなどを、子どもたちが積極的に提案する姿も報告を受けています。

泉南市は、これまで「せんなん子ども会議」などを通して、市の施策づくりの子どもの声を聴きしてきました。新型コロナ感染拡大に際しても、①子どもにわかりやすく説明すること、②子ども参加の機会を増やしてきたことは、全国的に見ても高く評価できる取り組みだと思います。

この流れを止めることなく、「せんなん子ども会議」を中心に、子どもの意見を聴きながら、これまでの子ども施策を見直し、With コロナ時代のこれからの生き方を考え、模索していかなければなりません。泉南市らしい取り組みが必要です。

そのためには以下の3点が大切ではないかと考えます。

- (1) 子どもたちと共に、新型コロナウイルス禍における子どもの権利侵害の状況を明らかにし、新しい子どもの意見表明の形、参加の形を子どもたちと作っていく。
- (2) おとなは、日常のなかで子どもが権利主体であるということを常に意識して、新型コロナウイルス禍や災害下でこそ、子どもの権利行使をサポートしようとする市民となる。
- (3) 教職員は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、新型コロナウイルス禍や災害下においても、学校で子どもが権利行使できる環境を整える。

泉南市子どもの権利条例委員会としては、子どもたちの気持ちをしっかりと受けとめ、子どもたちの声を市長に届け、泉南市の子ども施策の改善につなげていきたいと考えています。

## 子どもからみえる課題を社会全体の課題としてとらえる

子どもの権利条約ができて、もっとも変わったことは、子どもにとって一番いいことを「だれ」が決めるのか、ということです。「おとなのよかれが、子どもにとって一番いいこととは限らない」ことは、私たちが経験の中で、わかりはじめてきました。

泉南市でも、条例ができてから「子どもに一番いいことは、まず子どもに聴いてから、そして、子どもとおとながいっしょに考えよう」と大きく方向転換することを、子どもと市民に約束しました。新型コロナ禍の社会の急激な変化の中で、おとながこれまで経験したことが必ずしも活かせるとは言えなくなっています。決定的な解決策は、貧困・虐待などの課題を抱えている子ども当事者自身の内側にしか見出せないのではないのでしょうか。

子どもは、ここに存在するだけでチカラがあります。子どもが内側に持っているチカラに気がつくためには、子どもたちが自分たちにはどんな権利が守られているかを学習し、気づいていく必要があります。子どもたちは、この1年間、新型コロナ禍によって、これまであたりまえと思っていたものが奪われて、初めて自らの権利に気がつきました。新型コロナ禍で自分の経験したことを自分の言葉で、自分がじっくりくる言葉で表現することを通して、子どもたちは内側に持っているチカラを取り戻していくのではないのでしょうか。

新型コロナ禍で取り上げられている課題はすべて、おとなだけでなく、子どもたちにとっての課題です。新型コロナ禍においても、子どもたちは問題解決の重要な資源であり、力なのです。子ども抜きに「現在」を考えることはできないし、「未来」を考えることはできません。

子どもたちは、子どもの権利を生活の中で実践を通して学んでいきます。権利学習を通して、自分の個人的な悩みや生きづらさが、多くの子どもたち共通の課題であること、個人的なことがきわめて社会全体の課題であることを学びます。子どもの権利を守ることは、子どもたちが、自分と社会を元気にする・変えていくプロセスです。このプロセスは子ども自身によって展開されるものです。すべての鍵は、子ども当事者の内側にあります。このプロセスを促進し、それに寄り添うことが、泉南市のおとなに求められている役割ではないのでしょうか。

(資料)

**国連・子どもの権利委員会「新型コロナ感染症（COVID-19）に関する声明」**

2020年4月8日

国連子どもの権利委員会(原文:英語)

日本語訳:平野裕二 かんたんな日本語訳:長瀬正子・畠山由佳子

子どもの権利委員会(注1)は、コロナウイルスが世界的に流行することで、子どもたちの身体、心や感情表現に大きな影響を与えていると考えています。だからこそ、それぞれの国が、子どもたちの権利をまもるように求めたいと思います。

世界中のすべての子どもたちの状況(弱い立場に置かれた子どもたちの状況はなお)が心配です。とくに緊急事態宣言が出たり、ロックダウン(注2)がなされたりしている国々においては、多くの子どもたちが身体、心や感情に大きな影響を受けています。

この文書は、コロナウイルス感染拡大による影響をもっとも少なくするためにさまざまな対応がなされますが、どんな時にも、子どもの権利を尊重するようにするために、各国に対してだされたものです。

## 1. 新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響

今起きている世界中での感染の広がり、子どもの権利のさまざまな面に影響を与えます。健康、社会のありよう、教育、それから、お金に関することやほっとすることや遊びなど楽しいことにも、影響があります。緊急事態宣言による「がまんの生活」は少しの間だけ、と思われていました。でも、実際は少しの間では終われず、思った以上に長い「がまんの生活」になりそうです。現在は、世界的にも非常に心配な状況です。いつもは、委員会は、誰かの権利をとめるようなことのある方法はできるだけやめるべきだと思っています。

それでも、今は、人々がこれ以上コロナウイルスに感染しないようにするためには、誰かの権利をとめるようなこともある「がまんの生活」も必要だと考えています。しかし、このような「がまん」は、必要な分だけ、そして、できるだけ少なくする必要があります。加えて、この世界的な感染の広がり、国の財政を苦しくさせます。でも、だからといって、子どもの権利を実現することをじゃまするものにしてはいけません。すべての国は、できるだけ感染をへらすための行動を考える際にも、子どもにとって最もいいことは何かを考える(第3条)必要があります。

## 2. 子どもたちの文化的・芸術的活動を大切に

子どもたちが休んだり、ほっとしたり、遊んだりすること、文化や芸術に触れるような活動ができるようにするために、さまざまな方法を考えましょう。例えば、1日1回の屋外での活動(その時には、人と人の距離をとることや、健康をまもるための基準をまもる)や、テレビやラジオ、それからオンラインを利用した子どもにやさしい文化的・芸術的活動はおすすめです。

## 3. 子どもの学びを保障すること

オンライン学習が、もうすでにあった不平等や格差をより悪化させないようにすることも大切です。また、オンライン学習だけが、子どもと教員のコミュニケーションをとるものになることもさげましょう。

オンライン学習をするための環境を考えてみましょう。家にパソコンがあり、すぐにオンライン学習ができる環境がある子どもは学習に参加できますが、そういった機器をもっていない子どもは参加できません。

そうした状況にある子どもがいることも想像し、子どもと教員が交流するためのツールをオンライン学習のみにすることなく、子どもが活用できる多様な方法を考える必要があります。

## 4. 栄養のある食事を確保すること

緊急事態、またはロックダウンの間に、子どもたちが栄養のある食事をたべることができるようにするための仕組みをすぐに準備しましょう。学校が休校になっていますが、栄養のある食事が給食だけであるという子どもたちもいるからです。

## 5. 子どもに対する基本的なサービスをとめないこと

子どもに対する基本的なサービス(例えば、健康に関すること、水、衛生状態をよくすることや出生登録など)をとめないようにしましょう。子どもの健康を守るシステムは、この間の感染にかかわる対応によって忙しくなったり、もともとあった資源が少なくなったりして

ます。たとえ、そのような状況であっても、子どもたちが必要とする健康にかかわるケアがうけられなくなったり、受けづらくなってしまったりするのを防がなくてはなりません。

例えば、コロナウイルスに関する治療については必要な検査、将来開発される可能性のあるワクチンを受けることがあげられます。コロナウイルスに関わる医療ケアだけではありません。医療サービスが足りない状況になっても、子どもたちがもともともっていた病気に対する治療やメンタルヘルス（心の健康）に対する治療も引き続き受けられるようにする必要があります。

どんな緊急事態においても、清潔な水が飲め、清潔な環境にいられるようにすることは大切です。出生登録についても同様です。

## 6. 子どもをまもる仕組みを保ちつづけること

子どもをまもる仕組みを、今の状況において「非常時でも絶対に提供されるサービス（英語では、essential services）」として考える必要があります。それは、食料を売ったり、電車やバスを動かしたりすることや、医療や警察と同じように止めてはいけないサービスです。

そして、これらのサービスが、子どもと家族にとって使いやすい仕組みであり続けるようにしましょう。子どもや家庭にとって必要だと思われるときに家庭訪問してもらうことや、心の安定をまもる（メンタルヘルス）ためのケアを提供することなどが考えられます。外出制限があることは、子どもたちが、家のなかで体や心への暴力にあうリスクを高めてしまいます。また、ものすごく家族がたくさんいてきゅうくつなスペースで生活している子どももいます。そうしたとき、特に、障害のある子どもとその保護者は、よりしんどい状況になってしまうこともあります。

すべての国は、電話やオンラインによる連絡や通報の仕組みを知ってもらうために、今まで以上にテレビやラジオやオンラインを通じて働きかけていく必要があります。そして、コロナウイルスの感染拡大によってもたらされる経済的な、あるいは社会的な影響をできるだけやわらげるためにも、貧困、あるいは住宅事情がよくない子どもの権利をまもるための特別な対策も求められています。

## 7. より弱い状況の子どもに視点をおく

感染の世界的な広がりによって引き起こされる想像をこえた状況によって、より弱い状況におかれる子どもたちをまもりましょう。具体的には、障害のある子ども、貧困の状態にある子ども、路上で生活している子ども、移住や難民の申請をしている子ども、国内で避難をしている子ども、マイノリティや先住民の子どもの、HIVを含む基礎疾患を持っている子ども、自由を奪われている子ども、難民キャンプや少年司法にかかわる施設、児童養護施設等の子どもが考えられます。感染をへらしていくための対応を行う際にも、差別の禁止（第2条）は大切です。私たちは、より弱い状況におかれる子どもたちをまもることを重視した対応をとる必要があります。

## 8. 自由を奪われている子どもたち

自由を奪われている子どもたち（身体的に行動が制限されている施設などで生活している子どもたち）について特に伝えたいことがあります。可能ならば、子どもたちが施設から釈放されるようにしましょう。

それが難しい場合は、家族と定期的に会えるようにする方法を考えましょう。多くの国では、

施設で生活する子どもや自由を奪われている子ども（例えば、警察の施設や刑事施設、閉鎖されている施設、難民のひとたちを収容する施設など）は家族との面会を制限されています。こうしたことは、短期間は必要な場合があるものの、長期間になると、よくないことが多くなります。子どもたちは、家族に直接会うという方法が難しくとも、電子メールや電話等も含めて家族と連絡がとれるようにするべきだと考えます。緊急事態宣言が延長される場合は、家族と会うことを禁止するという点についてもう一度考えなおしましょう。親と一緒に移住しようとしてきた子どもたちが収監されたり、親と引き離されたりしてはいけません。

#### 9. コロナウイルスにかかわる子どもの逮捕

コロナウイルスに関連する国からの指導にしたがわなかったことによって、子どもが逮捕されたり、刑務所に入れられたりすることがないようにしましょう。また、たとえそうした状況が起きたとしても、すぐに家族のもとに帰れるようにしましょう。

#### 10. コロナウイルスに関する正しい情報の伝達

コロナウイルスについて、そして、コロナウイルスの感染を予防していくための正しい情報を、子どもにやさしくかつすべての子どもに伝えられるようにしましょう。そのときには、障害のある子どもや、日本語を理解するのが難しい子どもや、インターネットにアクセスしにくい子どものことも想像し、さまざまな言語や方法で可能な限り届けられるようにすることが大切です。

#### 11. 子どもの意見を聴くこと

今起きている世界的な感染の広がりにおけるさまざまなことを決めていくプロセスにおいて、子どもたちの意見が聴かれ、大切にされる機会をつくりだしていきましょう。子どもたちは、今何が起きているのかを理解し、そして、そのことにかかわってなされるさまざまな対応とプロセスにおいて、自分も参加している、かかわっているという感覚をもてるようにすることが何よりも大切なことです。

(注 1)国連にある子どもの権利についてそれぞれの国の状況をチェックしたり、確認したりする組織です。

(注 2)感染が広がるのを防ぐために人々の移動を少なくするための政策

英語全文:

[https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/1\\_Global/INT\\_CRC\\_STA\\_9095\\_E.pdf](https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/1_Global/INT_CRC_STA_9095_E.pdf)

平野裕二さんによる日本語訳全文:

<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/327.html?fbclid=IwAR18rCxJDCPhpXFIT2IYNFcFW98nmT0vyWNqBG4goDwwnFqJEm6TckjCEmw>

### 3. 提 言：コロナ禍状況における 泉南市子どもの権利条例に基づく子ども施策の優先的課題

私たちは現在、コロナ禍状況の中、「ホームステイ」や「不要不急の外出の自粛」、「三密回避」等々、以前とは異なる日常生活を強いられています。それに伴い、多くの人々が、これまでにはあまり経験したことのない、ストレスフルな状況に置かれていると受け止められます。

そうした中、とりわけ子どもたちは、必要以上に我慢を強いられたり、不利益を押し付けられたりする立場にも追いやられがちです。子どもの権利が侵害される事態も懸念されます。

中でも、子どもにとっての居場所は、さまざまに制約を受けるものとなり、「どこにいたらいいの？」という不安を抱いて日々を過ごす子どもも少なくありません。それぞれの家庭の状況によっても、そうした子どもの日常における不利益や不安は増幅されます。懸念の第一です。

加えて、子どもはそのような現状に置かれていても、また家族とともに非常時の困難に直面していたとしても、自分から誰かに相談したり、SOSを発したりすることは、なかなかできません。子どもは息苦しい思いや悩みを独りで抱えたまま孤立しがちです。懸念の第二です。

こうした懸念が抱かれる現状に対して、泉南市子どもの権利に関する条例に基づいて、子どもの最善の利益を具体的に確保し、実現していくことのできる、実効性のある取り組みが、今まで以上に求められています。

泉南市子どもの権利に関する条例は、「市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません。」(第3条第2項)と、市と市民等の責務を明らかにしています。

さらに条例は、「市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします。」(第3条第4項)と、市としての固有の責務を明らかにしています。

本委員会は、上述の懸念に対して有効に機能する「必要な仕組み」と「子どもが必要とする支援」の速やかな具体化が、コロナ禍状況における子ども施策の優先的課題であると考え、大綱として次の3つを提言するものです。

## 提言 1 第7条「子どもの居場所づくり」に基づく施策のより一層の推進を

上述の懸念の第一に対応するためには、泉南市子どもの権利に関する条例の第7条に基づく施策等の一層の推進が求められます。優先的課題の第一だと考えます。

(子どもの居場所づくり)

第7条 子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。

2 市は、前項に基づいて、子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等を策定します。

### 施策推進上の論点

#### (1) 泉南市が条例で定める子どもの居場所

本条の第1項は、子どもの権利条約に基づいて、子どもは自分が必要とする居場所その他の環境を得る権利があると定めています。(子どもの権利)

これを受けて第2項は、その子どもの権利を保障するために、子どもの居場所づくりの推進に関する指針や実施計画等を策定する責務を市に課しています。(市の責務)

既述の現状認識からも明らかなように、この第7条に基づく施策のより一層の推進は、コロナ禍状況において、差し迫って重要な課題だといえます。

「泉南市子どもの権利に関する条例ハンドブック」(以下「ハンドブック」)は、本条が定める子どもの権利の意義を解説しています(p48～p50)。とりわけ本条の定める「居場所」について、それは「子どもの権利条約の一般原則が相応に担保された時間・空間・関係」を意味しており、それは「子どものエンパワメントを支援する場所でもある」と述べています(p49)。

すなわち、本条が定める居場所は、子どもが差別を受けることなく(条約2条)、生命と生存・発達の権利を保障される中で(同3条)、自分の意見(気持ちや思い、心情などを含む)を自由に表明して参加することのできる場であり(同12条)、そこでは子どもは、子どもの権利を積極的に理解して子どもを支援するおとな——子どもの意見を尊重することを通してその子どもの最善の利益を第一に考慮しようとするおとな(同3条)——と、出会うことができます。

子どもは、このような条約の一般原則(2条、3条、6条、12条)が充足される環境にあつてこそ、「休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利」(条約第31条)をはじめとする、子どもの権利を享受することができます。そうして、子どもの豊かなエンパワメントが、具体的に支援されていくわけです。

#### (2) いま市と市の子ども施設が問われていること

そこで、いま問われていることは、市の子ども施設においては、上述の居場所としての機能と役割が、どのように具体的に確保されているのか、ということです。

まず、泉南市の保育所や幼稚園、小中学校では、どうですか。上述のゴチック部分は、何よりも普段の日常において、具体化できていますか。しかし、コロナ禍状況のような非常時において



は、小中学校等の休校も現実にあつて、そうなれば学校園所は子どもの居場所としては半ば機能不全に陥ることになります。そうした状況下でどのように、どこまでの機能を、確保しようとするのが問われています。もちろん、それら学校園所だけで全てを担うのは限界があります。

そこで、とりわけ青少年センターなどの社会教育施設、そして子ども総合支援センターなどの児童福祉施設は、どうでしょうか。それらの子ども施設では、上述のゴチック部分は具体化できていますか——このことが、今回のコロナ禍状況から浮き彫りになってきたといえます。

また、泉南市では小中学生全員にタブレット端末の配布が完了しているとのことを聞きました。もとより、こうした情報機器は極めて利便性の高いツールであると同時に、特に子どもたちの情報の受発信にかかわるリスクも指摘されます。それだけに学習用教材としての積極的な意義と有効性をより高めていく独自の努力が求められるところですが、その積極的な活用の一環として、条例第7条を具体化していくツールとして、すなわち、どの子にも保障される「居場所」の多様なあり方、多様な選択の一つとして、タブレット端末を考えていくことも必要となっています。

具体的には、例えば青少年センターや子ども総合支援センターが、直接子どもたちに、必要かつ有効な情報を発信し、また子どもたちからも受信しうる、そのようなツールとしての活用も考えられます。もしそのようなネットワークが具体化できるならば、コロナ禍状況のような緊急事態下における、子どもたちにとっての重要なライフラインとなるかもしれません。

### (3) 子どもを含む市民から見て、分かる・使える子どもの居場所を

泉南市には子どもの権利に関する条例があつて、そこでは上述ゴチック部分のような子どもの居場所を子どもたちに提供することを約束しています。

しかしこのことが、子どもを含む市民にどこまで広く知らされていますか。子どもは、そのことを知らなければ、とりわけコロナ禍のような非常時においてはなおさら、自分の居場所がなくても仕方がない、我慢するしかないんだ——と、そう感じるのではないのでしょうか。

知らない権利は使えないのです。子どもは知らぬ間に権利を侵害され、子どもとして得るべき最善の利益へと向かう道筋を、奪われていきます。そのような不幸な事態が、コロナ禍状況においては、何もしなければ、十分に起こり得るということです。

そこで、この第7条が定める子どもの居場所の大切さについて、広く子どもを含む市民に伝えていかねばなりません。

その子どもの居場所が、子どもを含む市民から見て分かる・使えるものとして、どの子どもにも開かれている——子どもの権利として——ということを、改めて確認するとともに、子どもを含む市民と子ども施設等の市の機関がこの認識を共有し合い、ともに子どもの居場所づくりをより推進していくことが求められます。

そのためにこそ、本条が第2項で定める「子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等を策定します」という約束が、コロナ禍状況のゆえになおさら可及的速やかに、履行されなければなりません。

なお、この指針等を策定するに際しては、前述したように、小中学生全員に配布されているタブレット端末の条例第7条に基づく有効な活用についても検討することが必要です。

## 施策推進の方途

- ① 第7条第1項が定める子どもの権利を具体的に保障する一環として、本規定に基づく「子どもの居場所づくり」に関する積極的な情報を、コロナ禍状況下においても、子どもたちに直接的・継続的に発信できる、泉南市独自の情報発信機関が、必要ではないでしょうか。
- ② 上記①の情報発信機関が担うべき主たる役割・機能として、1)学校教育、社会教育、児童福祉等々における「子どもの居場所」に係る情報を不断に収集すること、2)これを子どもが利用可能な情報に整理して発信すること、3)それらを踏まえ、子ども会議とも連携して、子どもの居場所の具体的な確保と子ども参加を促進すること、が考えられます。
- ③ 上記の役割・機能を具体化するためには、「子どもの居場所および子どもの居場所づくり」に関する情報発信のための独自のホームページをウェブ上に開設するとともに、子どもと子どもにかかわるおとなが日常的にアクセスできる、ワンストップサイトとしての整備が重要なものと考えられます。
- ④ 前各号に係ることは、小中学校の児童生徒が利用するタブレット端末の有効な活用、また必要なリスク管理についても、第7条を十分に踏まえた検討が必要になると感があります。
- ⑤ 上記諸点を踏まえ、第7条第2項に基づく「子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等」の具体化を、来年度中に図ることが必要と考えます。

## 提言2 第6条「子どもの相談と救済」に基づく施策のより効果的な実施を

上述の懸念の第二に対応するためには、泉南市子どもの権利に関する条例の第6条に基づく施策等の一層の推進が求められます。優先的課題の第二だと考えます。

(子どもの相談と救済)

第6条 子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。

2 市は、前項に定める子どもの相談と救済について、これを子どもが享受することができるよう、必要な仕組みを整えます。

3 子ども施設の職員及び親その他の保護者、子どもの身近にいる市民等は、子どもが必要な相談と救済を受けることができるよう、その子どもの最善の利益を第一に考慮して支援に努めます。

4 子どもや保護者等から相談を受ける立場にある市及び子ども施設は、その相談に際しては、子どものプライバシーの権利等を保護するとともに、子どもの意見表明と参加の権利を尊重し、その子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努めなければなりません。

### 施策推進上の論点

#### (1) 泉南市が条例で定める子どもの相談・救済

本条の第1項は、子どもは、子どもの権利条約に基づいて、自分が必要とする相談と救済を受ける権利がある、と定めています。(子どもの権利)

これを受けて第2項は、その子どもの権利を保障するために、「必要な仕組み」を整える責務を市に課しています。(市の責務)

これらを基本的な枠組みとして、第3項は、子どもの最善の利益の原則に根ざして子ども支援に努めることを、子どもにかかわる全てのおとなの責務としています。(おとなの責務)

そして第4項は、子どもの権利を基盤とするアプローチ——子どもの意見表明と参加の権利の尊重を通して子どもの最善の利益を実現する——をとることと、これによって子どもの救済に努めることを、「子どもや保護者等から相談を受ける立場にある市及び子ども施設」の責務として課しています。(市の相談窓口の責務)

既述の現状認識からも明らかのように、この第6条に基づく施策のより一層の推進は、コロナ禍状況において、差し迫って重要な課題だといえます。

#### (2) いま市と「子どもの相談・救済」関係機関が問われていること

「泉南市子どもの権利に関する条例ハンドブック」は、本条が定める子どもの権利の意義について解説しています(p42～p47)。その中で、補説として8項目が挙げられています(p46-p47)。いずれも重要な指摘であり改めて関係機関に共有されるべき内容です。なかでも次の2つは、関係

する市の機関の報告(後掲「報告事項Ⅱ」参照)を受けて、改めて指摘すべき必要を強く感じました。

- ⑤ 現在、市の相談機関が受け付けている相談は、大半が親や保護者からのものですが、親の相談を介して、さらに子ども自身から相談を受けられるようにすることが今後には必要でしょう。そのために、市の相談機関の中に、もっぱら子どもの最善の利益のみに関心をもって、一定の独立性と第三者性を保持して、子どもに関する相談や調整の活動に関わることができる、そのような窓口が一つは必要です。
- ⑥ 子どもの「相談と救済」では、当事者の子どもにとっての打開や解決を図ることが重要です。したがって当事者の子どもの話をしっかりと傾聴する中で、どうすれば問題の打開や解決になるのか、どういう状態になったら子どもは安心できるのか、子どもといっしょに考えていく、実践的な「相談と救済」の仕組みや取り組みが求められます。

これは泉南市子どもの権利に関する条例の検討に当たった、子どもの権利条例案検討委員会が2012年1月、市長に提出した最終答申の一部です。すでに8年が経過していますが、ここで指摘されている事項は、条例が制定された現在においてもなお、課題として残されています。

いま問われていることは、上の⑤で指摘されている機能や役割を担う独立性と第三者性を一定保持する機関はどこですか——という問題です。

そして次に、既設の子ども施設や関係機関(学校園をはじめ青少年センターや子ども総合支援センター等々)においては現在、⑥で指摘されている実践的な「相談と救済」が具体的に展開されていますか——という問題です。

### (3) 子どもを含む市民から見て、分かる・使える相談・救済機関を

報告事項Ⅱに目を通していくと、条例ハンドブックに述べられていることが、まだ十分に実現できていない現状が多々感じられます。

そこで、とりわけ次の諸点については、改めて問いかけたいと思います。

第6条第1項が規定するように、子どもの権利として、子ども自身が必要ならばいつでも相談と救済を受けられる環境が整えられていますか。報告事項Ⅱで報告されている事業は、それぞれにおいて、第1項の子どもの権利に対して、実効的に対応できる相談事業となっていますか。もし第1項に対応できていないとすれば、その要因や課題は、どのようなことでしょうか。

報告事項Ⅱに記載の相談事業の実施概況には、いずれも相談件数等のデータが記載されていませんが、今後のコロナ状況下の対応等を考えるとき、データに基づく検討は不可欠です。実績がわかるデータを是非記載してください。また、市民(もちろん子どもも含めて)にとっても、相談してみようかという積極的な動機付けを助ける情報として、それらは必要です。

報告事項Ⅱの p6「泉南市公的第三者機関(子どもオンブズパーソン制度)設置準備委員会」は、「公的第三者機関(子どもオンブズパーソン制度)の創設に向けての検討を行う」とありますが、特に条例ハンドブック p42～p47に記載の内容について、どのような検討が行われましたか。その「解釈と運用」および「補説」で述べられている諸点について、制度設置準備の重点として何が確認されたのでしょうか。特に積極的に達成すべきと考えられた重点課題はどのようなことですか。

それを踏まえて、制度設置のために新たに検討を要する課題は、ありましたか。あれば、それはどのようなことでしょうか。

子どもを含む市民から見て、分かる・使える相談・救済機関をつくりだしていくには、これらの問いに積極的に応答していくことのできる、制度改善や事業運営が必要かつ不可欠です。

### 施策推進の方途

- ① とりわけ第6条第1項は、これを子どもが自ら使うことのできる権利として、子どもたちに広く知らせていくことが、まずもって必要です。
- ② この権利を子どもが使おうとするとき、子どもはどこにアクセスすることができるのか、第16条第1項に基づいて子どものアクセスを受け止める具体的で有効な窓口が必要です。
- ③ 現状において、そのような条例に基づく窓口機能を担うことのできる市の機関はどこなのか。子どもから見てわかる、そして信頼と安心をもってアクセスできる、窓口の改善や開設、広報等が早急に求められます。
- ④ 前各号は、提言1の子どもの居場所づくりとも密接に関係してくる課題であり、とりわけ小中学生が各自保有するタブレット端末を有効に活用する情報の受発信、相談のアクセスや対応についても、今後において十分に研究し、検討することが必要といえます。
- ⑤ もとより上記の窓口を担う機関には、一定の独立性と第三者性、専門性を担保できる、子どもの権利救済機関としての実効的な機能が求められます。仕組みづくりの工夫が求められます。
- ⑥ また、上記の窓口を担う機関は、第6条第1項が定める子どもの相談・救済の権利を子どもが必要なときにいつでも行使できるよう、そのための社会的環境を積極的に促進し、また醸成していく観点から、条例第11条「せんなん子ども支援ネットワーク」と具体的で実効的な連携を図ることが必要となります。よって第11条の速やかな具体化も併せて求められます。

### 公的第三者機関の制度設計に資する意見

以上を踏まえ、特に次の諸点を付言します。

第一に、条例第6条の特に第3項および第4項について、これらを実際上において具体的に促進し、積極的に確保していくことのできる公的第三者機関として、構想する必要があります。

(したがって制度機能としては、第3項と第4項に積極的に対応する機能として、子どもの権利に関する広報・啓発等、モニタリング、制度改善提言が主たるものと考えられます。)

第二に、そのためには、この公的第三者機関は、子どもの最善の利益のみに関心をもって活動する機関として必要かつ不可欠な独立性と権能を、条例によって付与されなければなりません。

第三に、その独立性と権能は条例第6条の第3項および第4項の積極的な実現のために用いられ、以て同第1項を実現するものであり、調査や意見表明等の実質的機能が不可欠となります。

第四に、前三項を具体的かつ実効的に確保するためには自治法上の附属機関として設置する必要がありますが、その際、事務局の独立・第三者機関に相応しい位置づけが、特に重要です。

### 提言3 第7条および第6条をより効果的に推進するための子ども支援のネットワークを

前述の二つの課題に対する取り組みを、真に子どもの最善の利益に結びつけていくには、条例第11条の具体化と第16条の積極的な改善検討が優先的課題の第三として捉えられます。

(せんなん子ども支援ネットワーク)

第11条 子どもは、その最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています。

2 市は、子どもが前項に定める支援を受けることができるよう、せんなん子ども支援ネットワークを組織します。

3 せんなん子ども支援ネットワークは、第1項に定める子ども支援が市及び子ども施設、子どもにかかわる市民等の自主・自発に基づく協働の取り組みとして推進されるよう、相互の情報発信や学習、交流や啓発等の取り組みを行います。

(条例の実施に関する検証と公表)

第16条 市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について、これを定期的に検証します。

2 市長は、前項に定める検証を行うため、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利条例委員会（以下「条例委員会」といいます。）を設けます。

3 市は、広く子ども及び市民等から意見、提案を募る子どもの権利条例市民モニター制度を設けます。

4 条例委員会及び市民モニターは、相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長に対して必要な報告等を行います。

5 市長は、前項により受けた報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策等に活かすものとします。

6 市及び子ども施設は、本条で定める検証の実施にあたって、条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し援助するものとします。

#### 施策推進上の論点

##### (1) 泉南市が条例で定める子ども支援ネットワーク

本条の第1項は、子どもの権利条約に基づく子どもの権利として、子どもは子ども時代を充実して生きるために必要な支援を社会から受けることができると定めています。(子どもの権利)

これを受けて第2項は、その支援を子どもに積極的に提供していくために、すなわち子どもが社会から支援を受ける権利を行使し、また保障されるよう、「せんなん子ども支援ネットワーク」(以下「子ども支援ネットワーク」)を市が組織する、と定めています。(市の責務)

そして第3項は、子ども支援ネットワークの役割と取り組みについて、その基本的な枠組みを定めています。すなわち「市及び子ども施設、子どもにかかわる市民等の自主・自発に基づく協働の取り組み」であり、「相互の情報発信や学習、交流や啓発等の取り組み」だとしています。

したがって、子ども支援ネットワークは、市と市民との協働による、地域社会の積極的機能として、多様な市民——いうまでもなく子どもも含まれています——の参加を得て、持続的で実効性ある子ども支援の輪を形成していこうとするものだといえます。(市と市民との協働)

## (2) いま市が問われていること

コロナ禍状況下の子どもたちの現状を目の当たりにするとき、災害時や緊急時においてこそ、子どもの権利条例に基づいて子どもを支援する子ども支援ネットワークが、地域社会の積極的な機能として、また市民社会の子どもへの肯定的な眼差しとして、求められているといえます。

それはまた、市と市民による子ども参加の協働の取り組みを創出するものでもあって、その協働は、災害等乗り越えていく「まちづくり」へと繋がっていくものです。

つまり、子ども支援ネットワークは、子どもの最善の利益を通して、すべての市民にとって意味のある「まちづくり」を推進していく仕組みともなるものです。

そこで、おたずねします。このような子ども支援ネットワークのコンセプトは、泉南市の子ども施策において、どのように具体化されようとしていますか。少なくとも「報告事項Ⅱ」を見る限りは、それが十分には捉えきれません。

もとより、このようなネットワークづくりや市民協働の取り組みは、短時日のうちにはかなわず、息の長い施策として根気よく積み上げていくことが必要ですが、そのためにこそ、第11条をどう具体化していくのか、検討にとどまらず、速やかな取り組みの開始が求められています。

またその際には、条例ハンドブックが述べる本条の「解釈と運用」および「補説」(p. 65-p. 68)について、それらを施策に反映させていくための十分な検討と工夫が求められます。

## (3) 子どもを含む市民から見て、分かる・参加できるネットワークを

そのためには、

第一に市の機関による施策(ことに青少年センターや図書館、学校園、子ども支援センターなどの施策)と、市民社会の多様な取り組みとをネットワークしていく仕組みづくり、それを媒介とした、子ども支援を推進する情報の共有化を図ることが必要です。(仕組みづくりと情報共有)

第二に、市の機関と市民とが、互いに子どもの最善の利益を目指すという目的を具体的に共有し合っていくことのできる、学び合いのネットワークが求められます。(目的の共有)

そして第三に、ネットワークには子どもも市民として参加するなかで、子どもとおとなの、市民と市の機関との、多様なパートナーシップを具体化することを通して、意味のある子ども支援を推進していく取り組みが求められます。(多様なパートナーシップ)

さらに第四に、これら「多様な取り組み」や「多様なパートナーシップ」を充実・発展させていくには、特に参加の方法について——「動員型参加」や「半強制的参加」、「操りの参加」等に陥らぬよう——その多様性を具体的に尊重し不断に拡充していくことが大切です。例えば、普段は情報を受信するだけの参加も尊重されるべきで、そうした観点からは、既述の小中学生のタブレット端末を活用したネットワーク参加も考え得るといえます。(参加方法の多様性)

## 施策推進の方途

- ① 以上を踏まえ、子ども支援ネットワークを具体化していくための設計図ともなる、子どもの権利条例に基づく規則案や要綱案の検討に、速やかに着手することが求められます。
- ② 子ども支援ネットワークを立ち上げた後、これを具体的に推進していくには、条例第 11 条が第 3 項に定める「相互の情報発信や学習、交流や啓発等の取り組み」全体を第三者的な立場から、専門性をもって支援することのできる機関が、ネットワークの促進機関として必要となります。
- ③ このような機関は、子どもの権利条例に基づいて、子どもの権利に関する広報や学習、積極的な情報発信等を担うものであることから、子どもの最善の利益のみに関心を持って、子どもを擁護し、子どもの代弁に努め、広く公的良心を喚起する、そのようにして市民社会に開かれた、公的第三者機関として位置づけることのできるものです。
- ④ つまり、このような機関の役割は、既に提言 2 で述べたところの「子どもの相談・救済」のための公的第三者機関の機能と、かなりの部分で重なるものといえます。つまるところ、第 6 条に基づく「子どもの相談・救済」を担う公的第三者機関が、同時に子ども支援ネットワークの促進機関としての役割を担うことが、より効果的で妥当なものと考えられます。
- ⑤ 前各号を具体化する中から生まれてくる仕組みは、子どもの居場所づくり(第 7 条)、子どもの相談・救済(第 6 条)、子ども支援ネットワーク(第 11 条)を相互に連動させ、子どもの最善の利益を不断に追求することのできる、独自の「泉南市モデル」として構想し得るものといえます。
- ⑥ 現状では、泉南市において第三者機関に近い機能を保持して子どもの権利条例にコミットする機関は、本子どもの権利条例委員会のみです。本委員会の役割と機能は、条例第 16 条により、地方自治法上の市長の附属機関と規定されています。その機能や役割を、コロナ禍状況のような事態においても積極的に発揮していくためには、子どもを含む市民により開かれた付属機関としていくことなど、検討すべき課題が認められます。
- ⑦ 本委員会は付属機関として設置されて既に 8 年が経過し、その間条例上の役割を積極的に果たしてきたものと考えますが、同時に上述⑤のような課題等をも十分に認識して、本委員会の条例上の位置づけや役割・機能を、より積極的に改善していくことが必要といえます。そこで、考えられる一つのアプローチとしては、提言 2 で述べた公的第三者機関について、これを本委員会の積極的な改善や改編をもって創出していくことも考えられます。
- ⑧ 子どもの権利条例委員会(すなわち本委員会)もしくは新たな公的第三者機関が、子ども支援ネットワークを推進する役割を担うためには、特に条例第 16 条の諸規定について、これを市民から見てもより分かりやすい、クリアでアクセス可能な仕組みとしていくための改善検討が必要なものと考えられます。その際、第 16 条の具体的な改善検討の端緒としては、特に次の諸点が重要なものと考えられます。
  - 1) 条例第 16 条が定める検証の目的と観点について(ハンドブック p81-p82)。
  - 2) 検証の主体(市)と条例委員会との関係について(同 p82-p83)。
  - 3) 市民モニターと条例委員会との関係について(同 p83-p84)。
  - 4) 市長による報告書の公表および施策と条例委員会との関係について(同 p84-p85)。
  - 5) 市及び子ども施設と条例委員会との関係について(同 p85)。